

## 監督処分情報

### 1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社ぷらす・あるふぁ
主たる営業所の所在地	兵庫県芦屋市
許可番号	兵庫県知事（般-1）第 219765 号
許可を受けている建設業の種類	建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業

### 2 処分に関する事項

処分年月日	令和 4 年 8 月 18 日
根拠法令	建設業法第 29 条第 1 項第 2 号（同法第 8 条第 8 号該当）
処分の内容	<p>建設業法第 29 条第 1 項第 2 号に基づく建設業許可の取消し</p>
処分の原因となった事実	<p>（株）ぷらす・あるふぁの代表取締役は、刑法（傷害罪）違反により罰金 40 万円の刑が確定した。このことは、建設業法第 29 条第 1 項第 2 号に該当する。</p>